



記者発表資料

ドローンの実飛行による実証実験参加者の決定！ ～全国初の「河川上空利用ルール」の策定に向けて（第2弾）～

令和4年10月28日付で、荒川下流管内において民間事業者とドローンの実飛行による実証実験の参加者を募集しておりましたが、今般、実証実験の参加者を決定いたしました。

全国初の「河川上空利用ルール」の策定に向け、8団体と連携し、現場実証や意見交換会等を実施してまいります。

■実証実験の目的

荒川下流部は我が国の人口や資産、社会経済活動の中核機能が集積しており、将来的に河川上空において複数のドローンによる飛行が想定されます。

現在、荒川下流河川事務所では、ドローンを活用した河川巡視の検討を進めているほか、並行して、国土交通省の取り組み「河川上空を活用したドローン物流の更なる活性化に向けた実証実験」にも参加しており、荒川下流管内において民間事業者とドローンの実飛行による実証実験を行います。

ドローンの実飛行による実証実験の結果を踏まえ、実証実験の参加者等と意見交換会を実施し、荒川下流（都市部）における「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の策定を行います。

■実証実験の参加者（8団体）：詳細は別紙1をご参照ください。

■全体スケジュール

R4.11 下旬頃～R5.1 月上旬頃	実証実験の実施
R5.1 中旬頃	意見交換会の実施
R5.1 下旬頃～R5.3 下旬頃	「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の策定 (予定)

添付書類

- 別紙1 参加者一覧
別紙2 荒川下流河川事務所における「河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた取り組み」概要

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、
都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、川口市記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所
副 所 長 あらかわ よしこ 荒川 佳子 河川管理室長 たかはし まさき 高橋 正樹
(電話：03-3902-2311[代表])

河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた実証実験
参加者一覧

令和4年11月24日

参加主体名
合同会社アドエア
株式会社 e ロボティクス茨城 一般社団法人環境ロボティクス協会
株式会社アイ・ディー・エー
KCCS キャリアテック株式会社
エアロセンス株式会社 日本無線株式会社
一般社団法人東京北区観光協会
株式会社ロジクトロン Mayfly Imaging Service
KDDI スマートドローン株式会社 八千代エンジニアリング株式会社 株式会社プロドローン

【荒川下流部におけるドローンの飛行の現状】

- DID地区（人口集中地区）となっているので、ドローンの飛行にあたっては航空法の許可が必要
- 沿川自治体の条例等でドローンの飛行禁止（管理者の確認を受けている場合は除く）
- 荒川下流河川敷利用ルールでは、河川利用者の安全確保のため指定場所を除きドローンの飛行は禁止（管理者の確認を受けている場合は除く）

【今後の河川上空を活用したドローン利用への期待】

- 物流分野等の担い手不足等が進行する中で、障害物の少ない河川上空でのドローン物流促進により地域課題の解決等の期待
- 事務所では、ドローンを活用した河川巡視の検討を進めているところであり、今後、複数のドローンが河川上空を飛行することが想定

将来を見据え検討

【国土交通本省の取組】

- 河川上空におけるドローン物流の更なる活性化に向け、河川上空を飛行ルートとして活用する際のルールづくりの必要性や支援策等を検討するための実証実験を実施。

- 河川上空を活用したドローン物流の実証実験

【今後のスケジュール（予定）】

- 9月～12月頃：実証実験
- 12月頃～：意見交換会（現地）【各整備局毎】
- 1月後半～3月頃：意見交換会（本省）

「河川管理者」
として実証実験
に応募！！

9月2日に対象案件
として決定！！

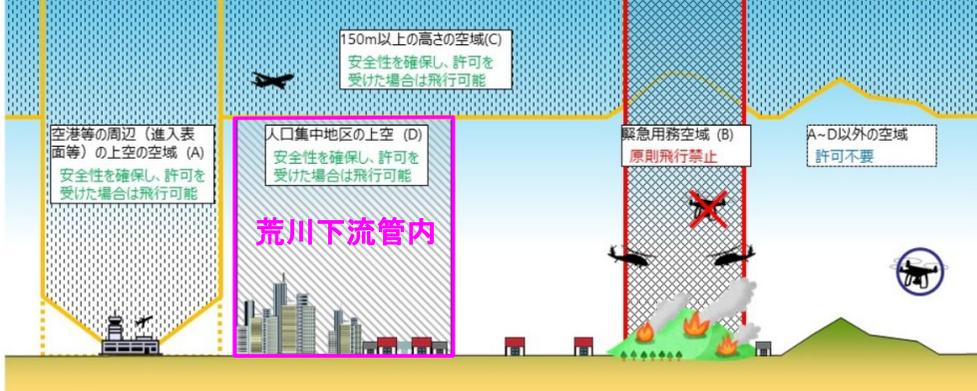
連携

【荒川下流河川事務所の取組】

<ドローン物流・ドローン巡視>

- 荒川下流部においてドローンの実飛行による実証実験に御協力頂ける民間事業者を募集
- 実証実験の実施（11月下旬～1月上旬を予定）
- 意見交換会の実施（1月中旬を予定）
- 「荒川下流河川上空利用ルール(案)」の策定（3月下旬頃を予定）
- ※首都圏特有の課題解決に資するよう現在の利用ルールの緩和も視野

無人航空機の飛行の許可が必要となる空域



荒川下流部の土地利用状況

<荒川下流部の特徴>

- 年間利用者数約2,540万人
- 高水敷を自治体等が占有している割合が約8割
- 橋梁や鉄道などの横断工作物が多く存在



※緑着色部分は占有許可範囲

(A) (B) (C) … 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域（法132条第1項第1号）

(D) … 人または家屋の密集している地域の上空（法132条第1項第2号）

※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区（DID）上空の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。（令和3年6月1日施行）
出所：国土交通省HP